

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 8 月 19 日

山口地方裁判所下関支部

裁判所書記官 澤 田 辰 也

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 9 月 3 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 9 月 10 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 9 月 16 日 午前 10 時 00 分 場 所 山口地方裁判所下関支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 10 月 7 日 午前 10 時 00 分 場 所 山口地方裁判所下関支部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 株式会社商工組合中央金庫, 農林中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 8 月 19 日から当庁不動産競売係に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和8年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	14, 743, 000 11, 794, 400	一括	2, 948, 600	123, 916	19, 222
1	2, 177, 000				
2	12, 566, 000				
</					



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 下関市大字田倉字狐石 |
| | 地 番 | 1 0 0 6 9 番 2 6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 1 2 . 3 8 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 下関市大字田倉字狐石 1 0 0 6 9 番地 2 6 |
| | 家屋 番号 | 1 0 0 6 9 番 2 6 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造かわら・ソーラーパネル板ぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 4 8 . 3 7 平方メートル
2 階 5 0 . 3 7 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 7月22日

山口地方裁判所下関支部

裁判所書記官 澤 田 辰 也

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 下関市大字田倉字狐石 |
| | 地 番 | 1 0 0 6 9 番 2 6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 1 2 . 3 8 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 下関市大字田倉字狐石 1 0 0 6 9 番地 2 6 |
| | 家屋 番号 | 1 0 0 6 9 番 2 6 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造かわら・ソーラーパネル板ぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 4 8 . 3 7 平方メートル
2 階 5 0 . 3 7 平方メートル |



令和8年(ケ)第8号
令和8年5月22日受理
令和8年 7 月10 日提出

現 況 調 査 報 告 書

山口地方裁判所下関支部

執 行 官 金 川 直 樹

(注) チェック項目中の調査結果は、☐ の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 下関市大字田倉字狐石 |
| | 地 番 | 1 0 0 6 9 番 2 6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 1 2 . 3 8 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 下関市大字田倉字狐石 1 0 0 6 9 番地 2 6 |
| | 家屋 番号 | 1 0 0 6 9 番 2 6 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造かわら・ソーラーパネル板ぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 4 8 . 3 7 平方メートル
2 階 5 0 . 3 7 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	山口県下関市大字田倉69番地26（住居表示未実施）	
土地	物件1	
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）	
形状	☒ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）	
その他の事項		
建物	物件2	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である。 ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主である建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：	
物件目録にない附属建物	☒ ない { 種類： ☐ ある { 構造： 床面積：	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日	
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

（注）チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
 （2枚目）

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■債務者兼所有者	1 本件建物は、私が家族とともに居住しています。 2 ソーラーパネルがありますが、家の設備等でリースを受けている物や所有権留保が付けられている物はないと思います。 3 土地の境界等についての紛争はありません。 (令和8年7月6日口頭聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3枚目)

執行官の意見

- 1 本件物件の状況は、関係人の陳述、土地建物位置関係図、間取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 本件建物は、債務者兼所有者が家族とともに居住して占有しているものと認めた。
- 3 現地での概測の結果、本件土地の形状は、概ね地積測量図のとおりであると思われる。
- 4 本件土地が面する地番10069番7の土地は下関市所有の公衆用道路である。
- 5 本件土地の南西側の角付近に電柱がある。
- 6 上記意見は、関係人の陳述に基づいて作成したものであり、本件物件の形状、境界、瑕疵その他の権利関係を確定させるものではない。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4枚目)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年5月25日(月)	執行官室	下関市役所に間取図請求(郵送) 中国電力ネットワーク株式会社に調査嘱託書郵送 債務者兼所有者に照会書郵送
8年5月27日(水) 10:13~10:23	山口地方法務局 下関支局	登記事項証明書、公図等交付請求・同受領
8年6月12日(金) 13:50~14:30	物件所在地	物件確認、写真撮影
8年6月16日(火)	執行官室	債務者兼所有者に現況調査期日通知書郵送 評価人に間取図等資料郵送
8年7月6日(月) 9:45~10:10	物件所在地	物件調査(評価人、解錠技術者、立会人同行)、写真 撮影、債務者兼所有者から聞き取り(口頭)
年 月 日 () : ~ :		
年 月 日 () : ~ :		
(特記事項) ☒ 令和8年7月6日 目的物件は不在で施錠されていると予測されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(5枚目)

10069-44 1-4
10080-6

1-12 1-1
1-13 1-10
1-11
10069-43 10069-51
10069-42
10069-38
10069-39
10069-40
10069-41
10069-36
10069-37
10065-10
10065-11
10065-2
10065-8
10065-9
10065-5
10065-6
10065-13
10069-48
10069-20
10069-16
10069-34
10069-35
10069-31
10069-32
10069-33
10069-27
10069-28
10065-4
10069-29
10069-26
10069-54
10070-31
10070-32
10070-20
10070-25
10069-22
10069-23
10069-24
10069-25

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	下関市大字田倉字狐石			地番	10069番26		
出力縮尺	1/500	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	その他	
作成年月日	備付年月日(原図)			昭和59年12月18日		補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である

縮小 (A3-A4)

令和8年5月27日
山口地方法務局下関支局
登記官

請求番号: 10-1
(1/1)

(6枚目)

公用

(注) 令和2年1月16日
この図面に記録されている土地の全部又は一部に
ついてその所在地は地番が変更された。
上記の日付は、この図面に変更内容を記載した日
付である。

(8 枚目)

縮小 (A3→A4)

登記年月日：昭和59年10月27日

公用

令和8年5月27日

山口地方建設局土地課

登記官

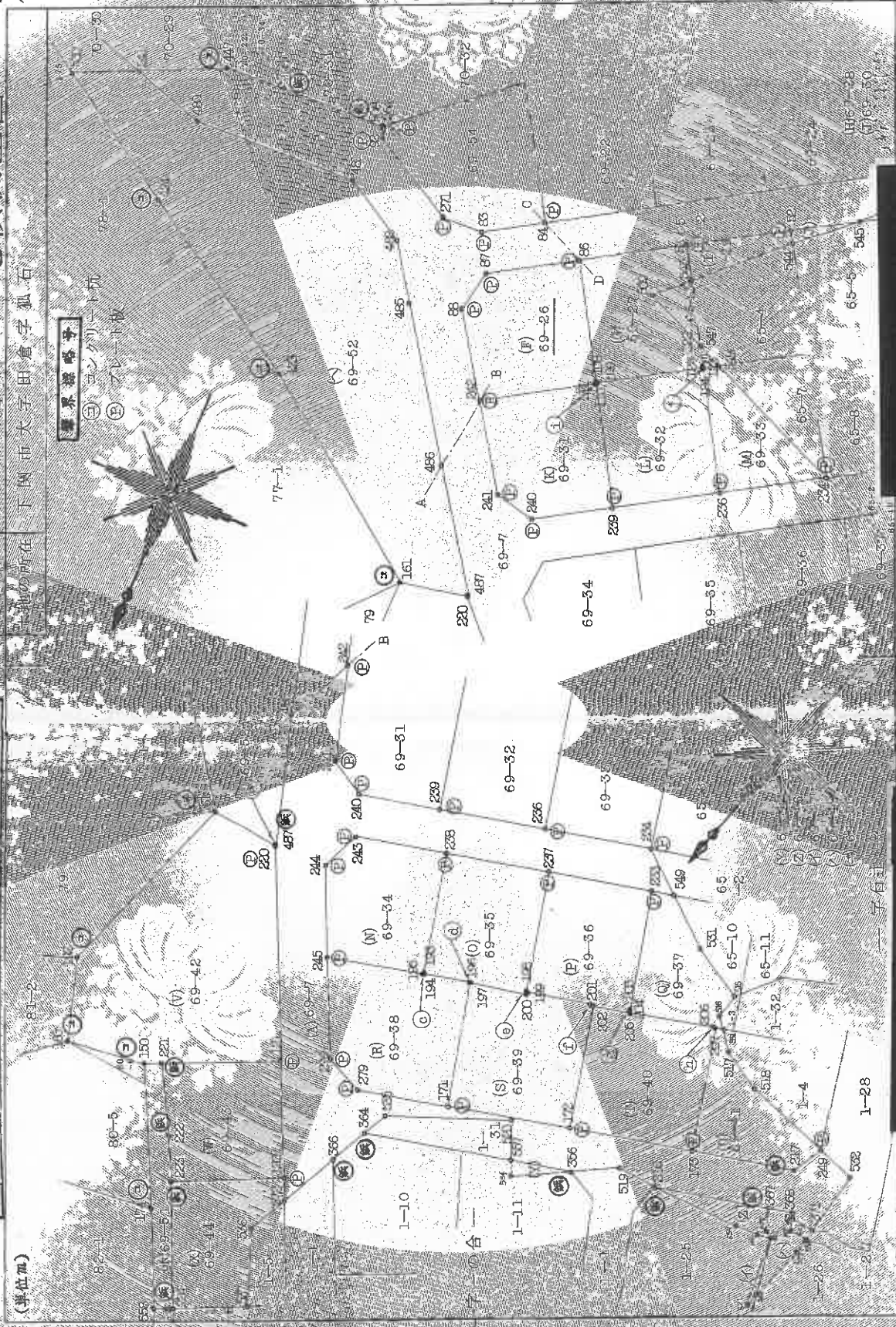
(9 枚目)

これは図面に記載されている内容を証明した図面である

前	69-7	69-7	69-7
地番	69-22-54	地番	69-22-54

土地所在 土地積測量

59.10.27 2/11



作製者 土地測量調査士

0036552

山口県土地

申請人

地図係

縮尺 1/500

縮小 (A3-A4)

請求番号：10-2

(3/22)

B

(1) 令和2年1月16日
この図面に記載されている土地の全部又は一部に
ついてその所在又は地番が変更された。
更正の日付は、この図面に変更内容を記載した日
付である。

【10枚目】

縮小 (A3→A4)

(1) 令和2年1月16日
 この図面に記録されている土地の全部又は一部に
 ついてその所在地は地番が変更された。
 上記の目付けは、この図面に変更内容を記録した日
 付である。

(1/2 表図)

縮小 (A3-A4)

これは図面に記録されている内容を証明する地図である
令和8年5月27日

山口地方建設局工務部

登記官

(1/3 地図)

縮小 (A3-A4)

各階平面図 建物図面図

69番26

69番26

下関市大字田倉字狐石69番地26

建物の所在

求積表

$4.56 \times 2.00 = 9.120$
 $7.06 \times 5.56 = 39.2536$
合計 48.3736
床面積 48.37㎡

求積表

$9.06 \times 5.56 = 50.3736$
床面積 50.37㎡

作成者
土地家屋調査士

図面番号
69-26

作成者
土地家屋調査士

縮尺
1/500

500

① 令和2年1月15日
所在地の電話番号変更

(14 枚目)

縮小 (A3-A4)



※ 評価人作成図面

↑
○ 写真撮影位置方向

令和8年(ケ)第8号

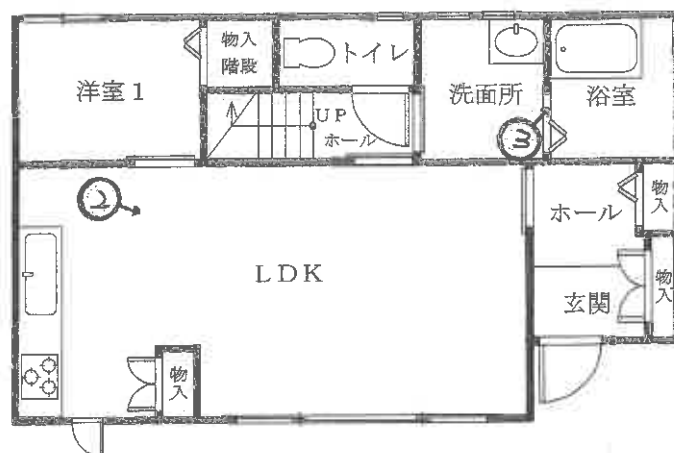
土地建物位置関係図

本図は法務局備付の公図等を基に現地調査のうえ
評価人が作成したものであり、詳細な図面ではな
い。縮尺：約1/250

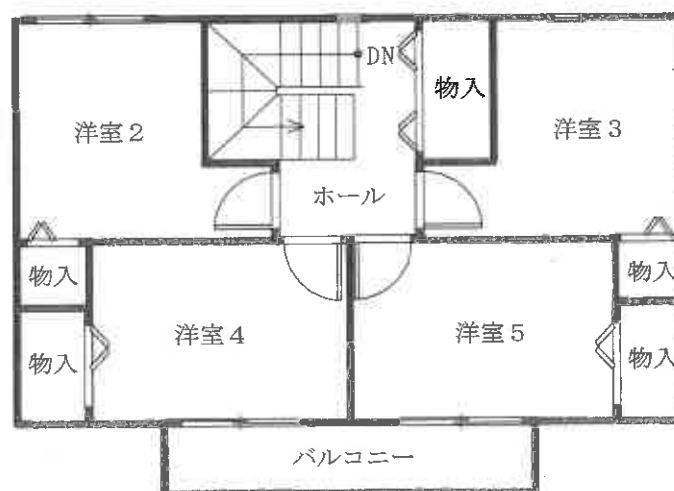
(15 枚目)



1 階



2 階



※ 評価人作成図面



写真撮影位置方向

令和 8 年(ケ)第 8 号

建物間取図 物件 2

本図は法務局備付の建物図面等を基に現地調査のうえ評価人が作成したものであり、詳細な図面ではない。 縮尺：約1/100



写真 0 1

本件建物の外観



写真 0 2

1 階
リビング
ダイニング

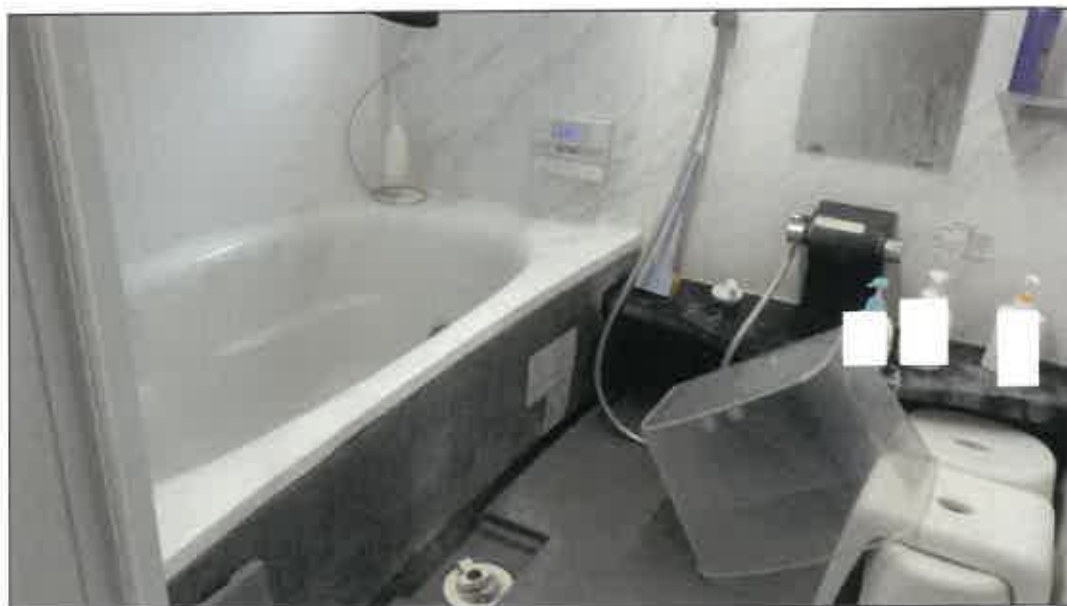


写真 0 3

1 階
浴室

令和8年（ケ）第8号

令和8年7月6日

現地調査

令和8年7月10日

評 価

山口地方裁判所 下関支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

麻 生 篤

第1 評価額

一括価格	
金 14,743,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金 2,177,000円
物件2（建物）	金 12,566,000円

- 1 一括価格は、物件1，2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 地 地 地	在 番 目 積 下関市大字田倉字狐石 10069番26 宅地 212.38㎡	左記に同じ
2	所 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	在 下関市大字田倉字狐石 10069番地26 10069番26 居宅 軽量鉄骨造かわら・ソーラ ーパネル板ぶき2階建 1階 48.37㎡ 2階 50.37㎡ 延 98.74㎡	左記に同じ
番号	特 記 事 項		
	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等〔物件1〕

位 置・交 通	J R山陽本線「新下関」駅 北東方 約3.2km 【道路距離】 「御殿町」バス停 北方 約850m 【道路距離】		
付 近 の 状 況	田倉地区の高台に中小規模の一般住宅が建ち並ぶ住宅団地である。現在のところ大きな地価変動要因はなく、今後も現状維持で推移していくものと予測する。		
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別 的な規制を考慮しない 一般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第1種中高層住居専用地域 60% 200% な し 宅地造成等工事規制区域	
画 地 条 件	規 模 212.38 m ² 間 口 約 15 m 奥 行 約 15 m	形 状 ほぼ整形 接面状況 角地 地 勢 緩傾斜地	
接面道路の状況	北東側幅員約6m舗装市道、高低差 等高～約0.5m高い (注1) 南東側幅員約5m舗装市道、高低差 等高～約1m高い (注2) (注1) 市道 勝山田倉9号線、建築基準法第42条1項1号道路 (注2) 市道 勝山田倉8号線、建築基準法第42条1項1号道路		
土地の利用状況等	所有者が物件2（建物）の敷地として利用している。		
供給処理施設	上水道 : あ り ガス配管: あ り 下水道 : あ り (注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常の費用で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。		
特 記 事 項	① 目的土地内（南西側）に電柱が存在する。 ② 【埋蔵文化財について】 山口県文化財地図(部分)下関市遺跡分布図（標定図）により確認したところ、目的土地は周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲外である。 ③ 【土壤汚染について】 目的土地は、昭和47年頃宅地開発された土地であり、登記簿等による所有権移転及び利用経緯に鑑みて土壤汚染の可能性については不明であるが、低いものと推測される。		

2 建物の概況及び利用状況〔物件2〕

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日（登記記載） 平成29年6月24日新築 経過年数 約 9 年 経済的残存耐用年数 約 26 年
仕 様	構 造：軽量鉄骨造 屋 根：かわら・ソーラーパネル板ぶき 外 壁：サイディングボード 内 壁：ビニールクロス等 天 井：ビニールクロス等 床：フローリング、クッションフロア等 設 備：電気、給排水等 その他：モニター付きインターホン、IHクッキングヒーター、 ソーラーパネル等
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり
現 況 用 途 等	現況用途 居宅 間取り 添付建物間取図参照
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	所有者が居宅として使用している。
特 記 事 項	① 築後約9年経過した建物であり、概ね経年相応と思われるが以下の 損傷箇所等が見られた。 ・ 浴室の戸（下部）が割れている。 ・ 内壁等に落書き等された箇所がある。 ② 積水ハウス株式会社により設計、工事施工された建物であり、平 成29年6月2日に完了検査証（第HP03-0260155号）の交付を受けて いる。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 ア	個別格差 イ	地積 ウ	建付減価 補正 エ	建付地価格 ア×イ×ウ×エ=オ
1	28,200円/㎡	1.01	212.38㎡	1.00	6,049,000円

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

公示価格等からの規準価格を参考に周辺取引事例等を検討のうえ標準画地価格を査定した。

山口県地価調査 下関（県）－19

公示価格等 a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	標準画地価格 a×b×c×d=e
27,600円/㎡	$\frac{100.0}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{98}$	28,200円/㎡

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：なし

◇地域格差：街路・環境条件格差等を考慮した。

イ 個別格差：

	物件1
角地	1.02
電柱が存在する	0.99
相乗積	1.01

ウ 地 積： 登記数量による。

エ 建付減価補正：建物と敷地との適応の状態等を考量のうえ査定した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向等を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 ア	現況 延床面積 イ	現価率 ウ	建物の価格 ア×イ×ウ＝エ
2	280,000円／㎡	98.74㎡	0.67	18,524,000円

イ 延床面積：登記数量による。

ウ 現価率：

経過年数 a	経済的残存 耐用年数 b	経済的全 耐用年数 a+b	残価率	観察減価率
9 年	26 年	35 年	0 %	10 %

現価率＝〔残価率＋（1－残価率）×（経済的残存耐用年数÷経済的全耐用年数）〕
×（100％－観察減価率）＝ 0.67

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 ア×イ＝ウ
1	6,049,000円	0.40	法定地上権	2,420,000円

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を40%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 ア (1①オ, 1②エ)	土地利用権等価格 の控除及び加算 イ (2①ウ)	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	6,049,000円	－ 2,420,000円		1.00	0.60	2,177,000円
2	18,524,000円	＋ 2,420,000円	1.00	1.00	0.60	12,566,000円
一括価格 (合計)						14,743,000円

ウ 占有減価： 必要なし。

エ 市場性修正： 必要なし。

オ 競売市場修正： 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮のうえ査定した。

第6 参考価格資料

1 山口県地価調査価格 (下関(県)－19)

所 在 : 下関市長府珠の浦町5番4 「長府珠の浦町6-18」
価 格 : 27,600 円/㎡
位 置 : J R山陽本線「長府」駅 南西方約3km
価 格 時 点 : 令和7年7月1日
地 積 : 284 ㎡
供給処理施設 : 上水道、下水道、都市ガスがある
接 面 街 路 : 幅員約4m市道に西側で接面
用 途 指 定 等 : 第一種中高層住居地域(建ぺい率60%、容積率200%)
地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅が多い区画整然とした住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和 8 年度)

物件1 4,309,402 円

物件2 8,091,082 円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図(縮尺 1/25,000、1/2,500)
- 2 公図写し(法務局備付)
- 3 地積測量図写し(法務局備付)
- 4 建物図面・各階平面図写し(法務局備付)
- 5 土地建物位置関係図(評価人作成)
- 6 建物間取図(評価人作成)
- 7 現況写真【3枚】



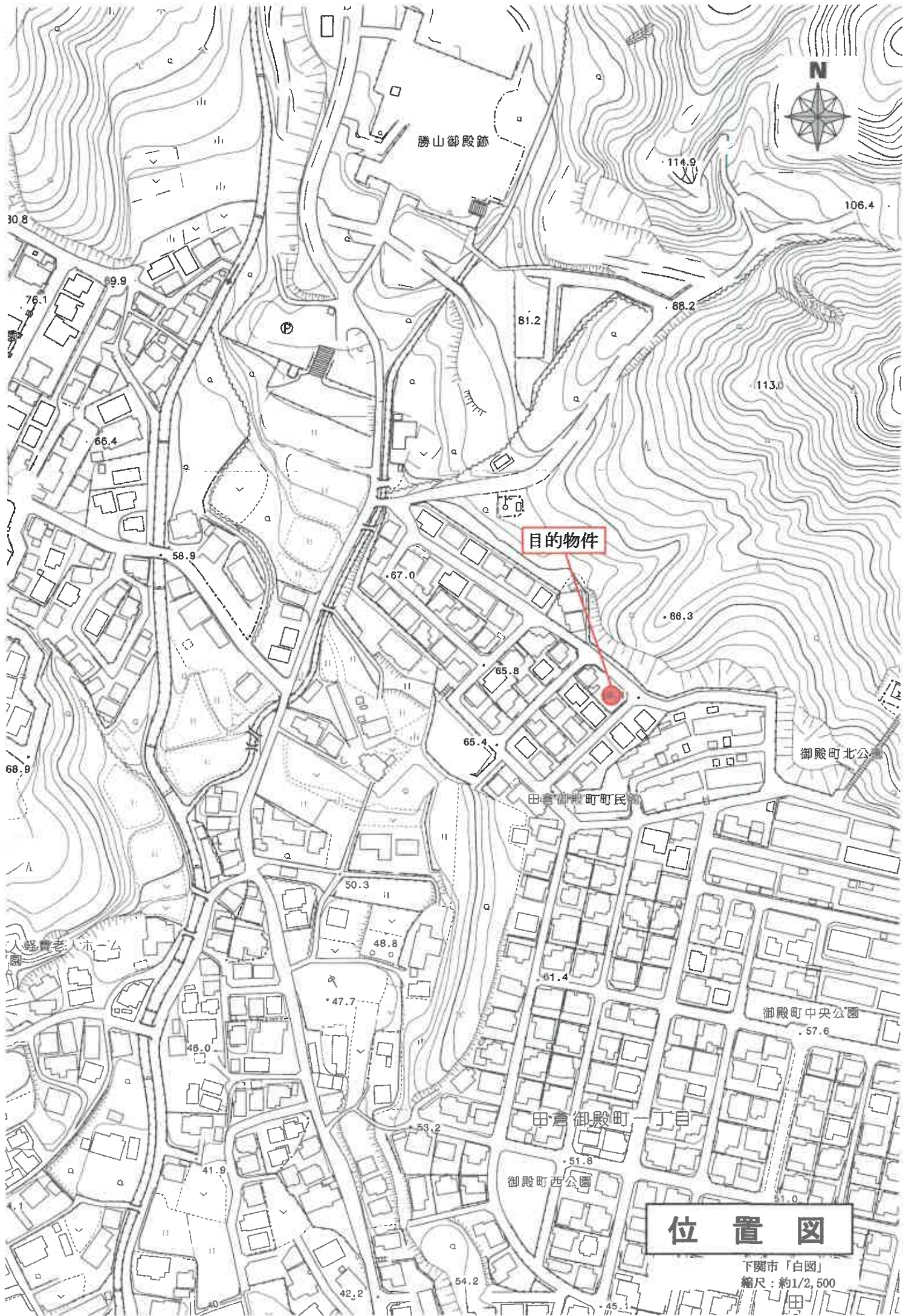
物件所在地

基準地

最寄駅

位置図

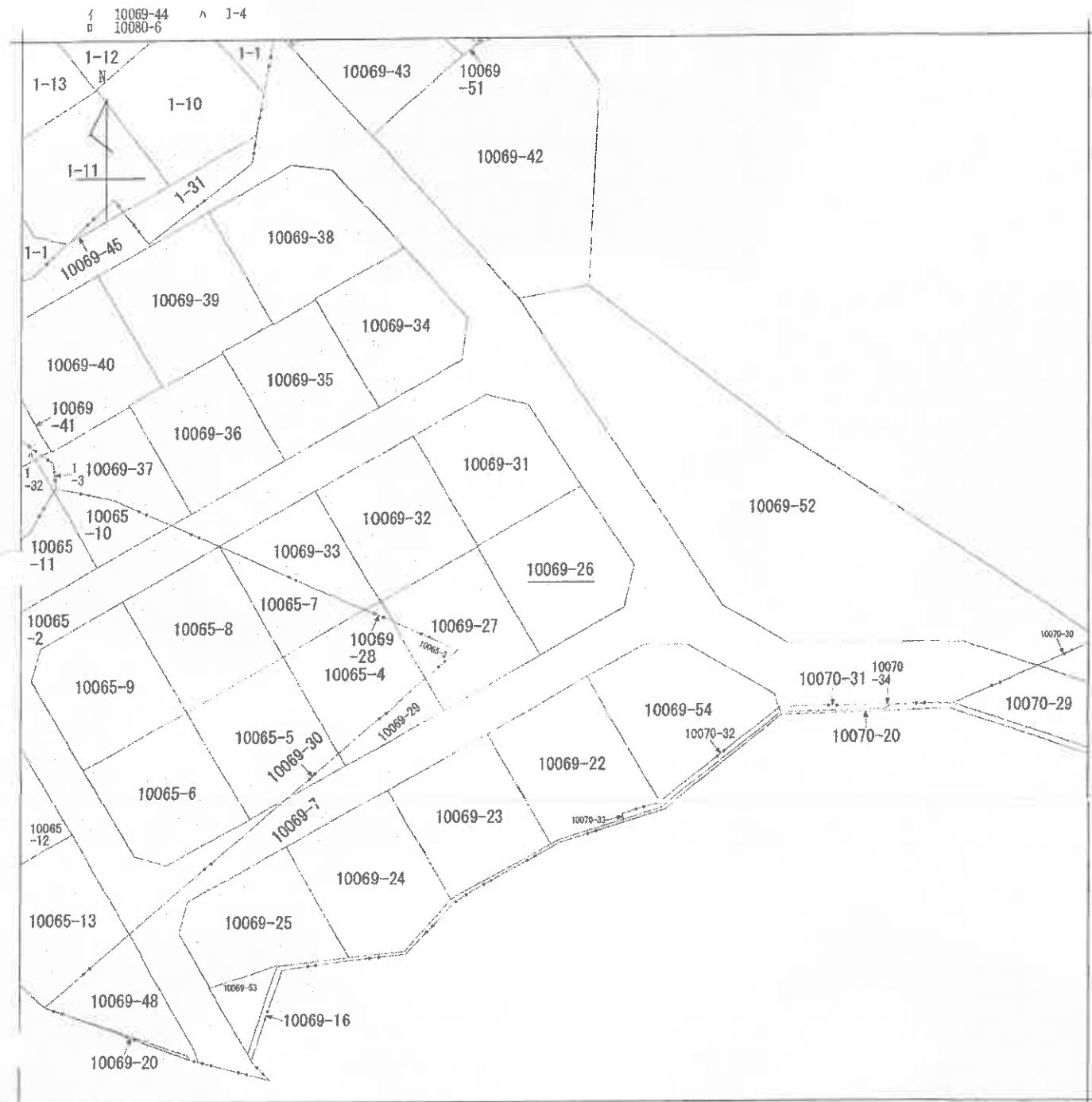
下関市「白国」
縮尺：約1/25,000



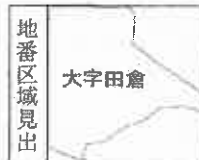
目的物件

位置図

下関市「白図」
縮尺：約1/2,500



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	下関市大字田倉字狐石				地番	10069番26			
出力	1/500	精度		座標系		分類	地図に準ずる図面		種類	その他
作成年月日				備付年月日(原図)	昭和59年12月18日			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。
 (山口地方務局下関支局管轄)
 令和8年3月24日

この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています。

登記年月日：昭和59年10月27日

次頁に図面に関する変更内容を示す。

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(山口地方方法務局下関支局管轄)
令和8年3月24日 広島法務局

登記官

地図整理番号：M07949

(1/22)

前	69-7	69-7	69-7
69-7	69-22 ~54	69-22 ~54	69-22 ~54

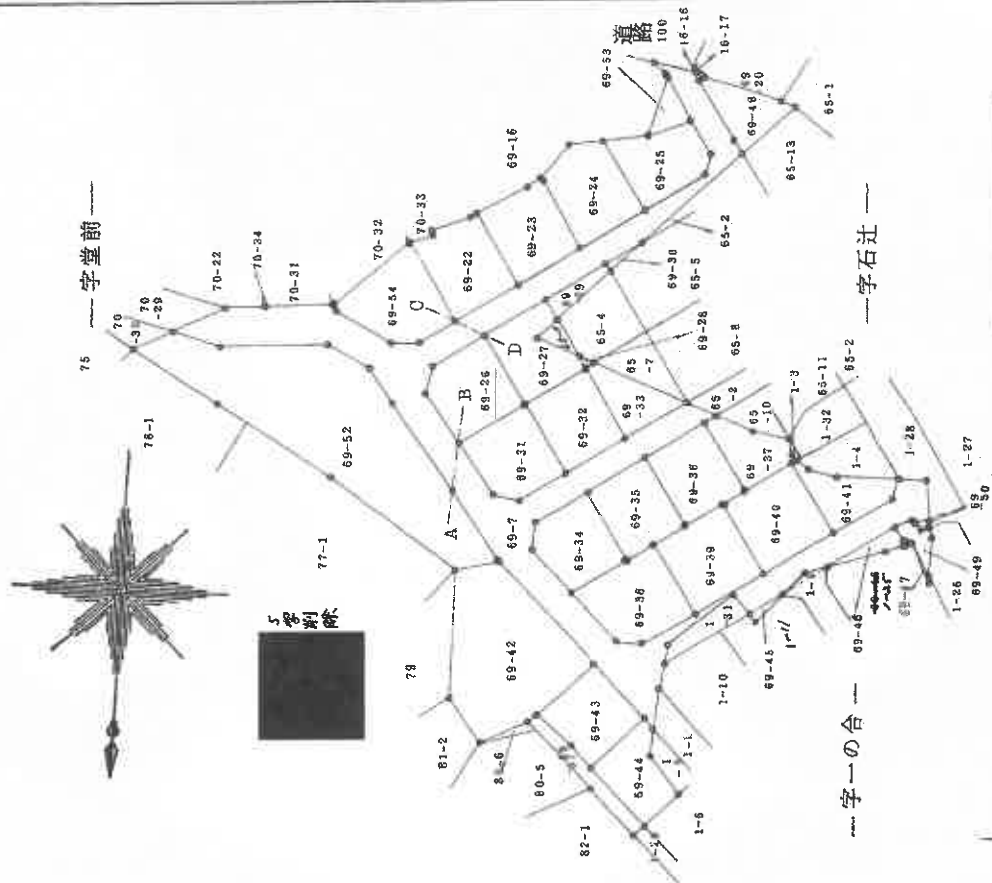
地	番	69番7, 22ないし 54
---	---	-------------------

(山)

土地所在図
地積測量図

土地の所在 下関市大字田倉字狐石

全 図



0036551

作製者

申請人

9月14日作製

山口県土地家屋調査士会

この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています。

登記年月日：昭和59年10月27日

次頁に図面に関する変更内容を示す。

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(山口地方方法務局下関支局管轄)
令和8年3月24日 広島法務局

登記官

前 69-7 新 69-7
69-22~54 69-22~54

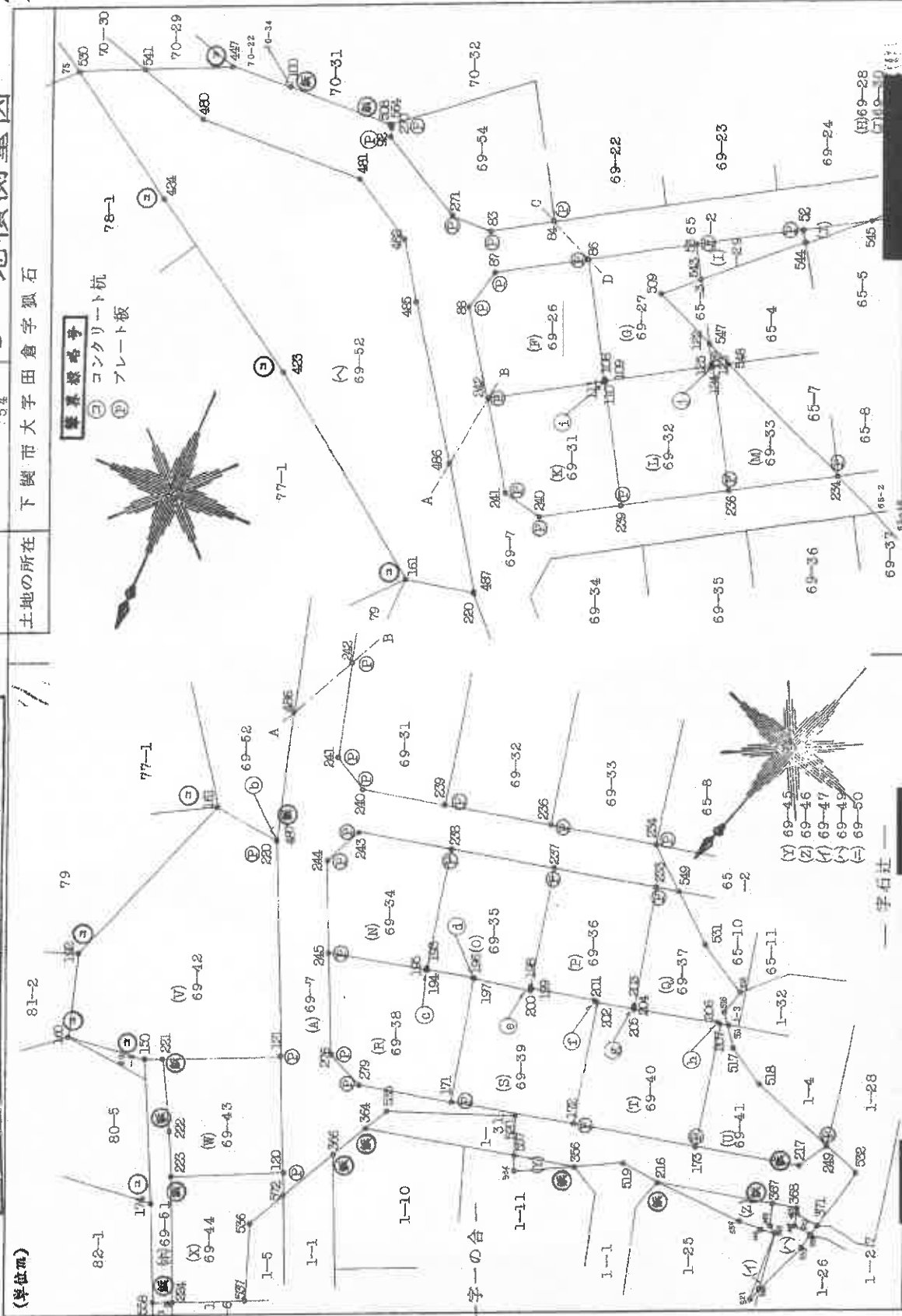
土地所在図 地積測量図

地番 69番7, 22ないし54

土地の所在 下関市大字田倉字狐石

境界略号
○ コンクリート杭
□ プレート板

(単位m)



製作者

申請人

この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています。

月14日作製

山口県土地家屋調査士会用紙

00000000

地図整理番号：M07949

(3/22)

B

登記年月日：昭和59年10月27日

次頁に図面に關する変更内容を示す。

前 69-7 69-7 69-7
69-22~54 69-22~54 69-22~54

地番 番 69番7, 22
なし 54

(山)

土地の所在 下関市大字田倉字狐石

土地所在図
地積測量図 59.10.2/ 8/ 11

** 計測方法 **				
計測方法	NO	計測方法	X	Y
G69-27	53 ()	93.053	93.227	4.32
	86 ()	81.939	100.046	13.03
		ハイト 2A	347.376595	
		ハイト A	173.6882975	
H69-28	547 ()	99.423	103.595	2.50
	122 ()	100.736	105.733	0.23
	123 ()	100.936	105.847	1.87
	548 ()	102.538	104.868	3.36
	547 ()	99.423	103.595	
		ハイト 2A	5.366849	
		ハイト A	2.6834245	
I69-29	543 ()	93.053	93.227	4.32
	544 ()	95.315	96.909	13.28
	52 ()	104.999	87.808	1.63
	53 ()	104.141	86.414	13.01
		93.053	93.227	
		ハイト 2A	77.545176	
		ハイト A	38.772588	
J69-30	52 ()	104.141	86.414	1.63
	544 ()	104.999	87.808	7.94
	52 ()	110.910	82.253	
	52 ()	104.141	86.414	
		ハイト 2A	13.006124	
		ハイト A	6.503052	
K69-31	239 ()	97.696	125.582	15.03
	110 ()	89.790	112.796	0.19
	111 ()	89.609	112.853	14.01
	242 ()	77.681	120.201	0.19
	241 ()	84.343	129.579	11.58
	240 ()	89.293	130.734	5.06
	239 ()	97.696	125.582	9.85
		ハイト 2A	402.241209	
		ハイト A	201.1206045	
L69-32	236 ()	108.782	118.774	15.08
	124 ()	100.899	105.914	0.13
	125 ()	100.788	105.946	12.82
	109 ()	89.830	112.641	0.16
	110 ()	89.790	112.796	15.03
	239 ()	97.696	125.582	13.01
	236 ()	108.782	118.774	
		ハイト 2A	394.655834	
		ハイト A	197.327917	

0036558

作製者

9月14日(作製)

山口県土地家屋調査士会用紙

申請人

地図番号

この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています。

登記年月日：平成29年6月27日

次頁に図面に関する変更内容を示す。

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(山口地方法律局下関支局管轄)
令和 8 年 3 月 24 日 広島法務局

登記官

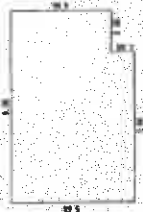
各 階 平 面 図

家屋番号 69番26

建 物 図 面 図

建物の所在 下関市大字田倉字孤石69番地26

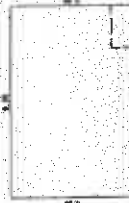
1 階



求 積 表

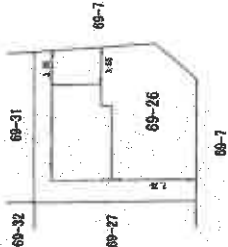
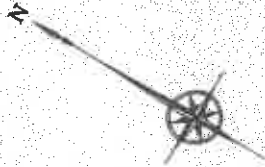
4.55 × 2.00 =	9.1200
7.06 × 5.58 =	39.2536
合 計	48.3736
四捨五入	48.37㎡

2 階



求 積 表

9.06 × 5.58 =	50.3736
四捨五入	50.37㎡



作成者

士 地 家 屋 士
藤 田 章

申請人

縮 尺

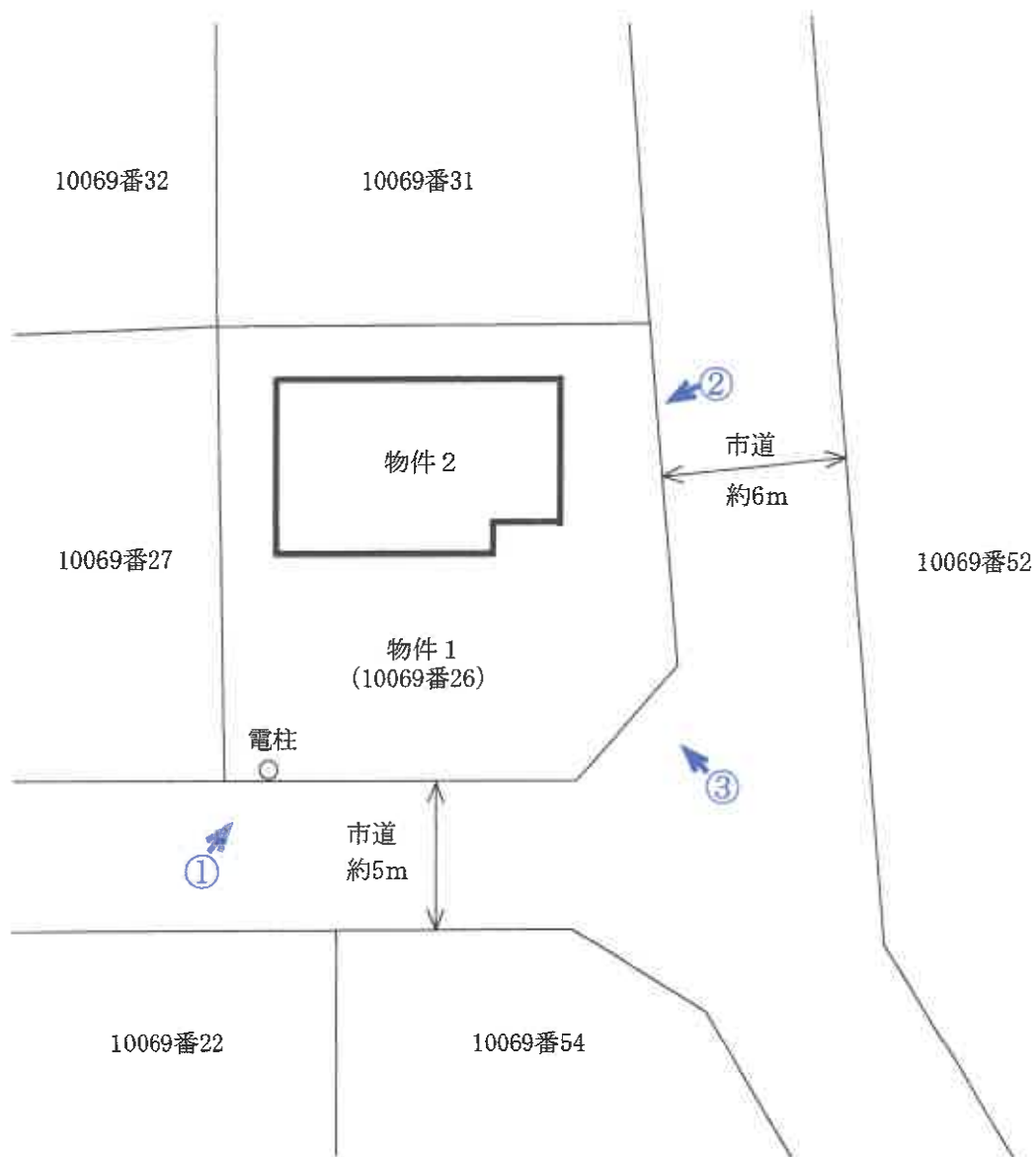
250

(平成 29 年 6 月 24 日作成)

縮 尺

500

この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています。



令和8年(ケ)第8号

土地建物位置関係図

本図は法務局備付の公図等を基に現地調査のうえ
評価人が作成したものであり、詳細な図面ではな
い。縮尺：約1/250

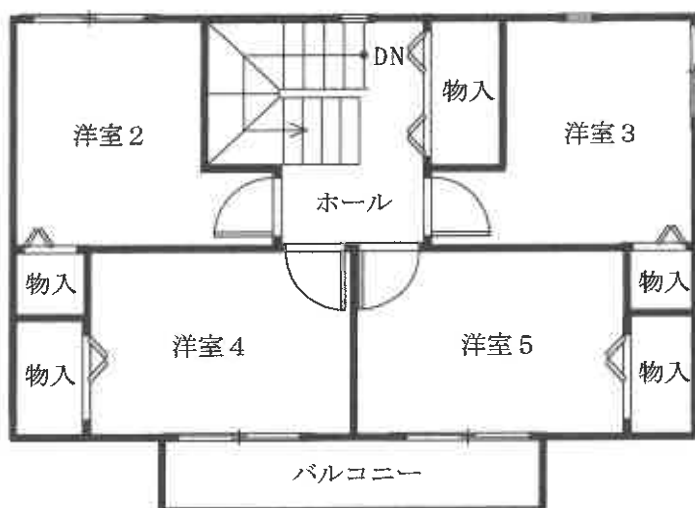
写真撮影位置



1 階



2 階



令和 8 年(ケ) 第 8 号

建物間取図 物件 2

本図は法務局備付の建物図面等を基に現地調査のうえ評価人が作成したものであり、詳細な図面ではない。縮尺：約1/100

①



②



現況写真

③



現況写真